

設 計 図 書

(起工)

工事番号 8巻文又第518号

工事名 壱岐文化ホール吸収式冷温水機修繕工事

工事場所 壱岐市郷ノ浦町本村触

長崎県壱岐市

工事概要

8老文ス第518号

1.工事名 壱岐文化ホール吸収式冷温水機修繕工事

2.工事場所 壱岐市郷ノ浦町本村触

3.工事内容 冷温水機修繕

4.経費算定工期 機械設備工事 1.0 か月(30日間)
※標準的な工事日数(納期等を考慮しない)

※共通費の算出は、「長崎県公共建築工事共通費積算基準(令和8年7月)」を適用

壱岐文化ホール吸収式冷温水機修繕工事

営繕工事特記仕様書

1. 工事概要
 1. 工事名称 志岐文化ホール吸収式冷水機修繕工事

2. 工事場所 志岐市郷ノ浦町本村松

3. 敷地面積

4. 工事内容 新設 ☐ () 新築 ☐ () 増築 ☐ () 改築 ☒ () 改修 ☐ ()

(1) 新築工事

建物名称	1	2	3	4
用途				
構造				
建築面積				
延床面積				
階				
階				
階				
階				
計				

耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波耐震基準による）

構造体	☐ Ⅰ種 ☐ Ⅱ種 ☐ Ⅲ種	☐ Ⅰ種 ☐ Ⅱ種 ☐ Ⅲ種	☐ Ⅰ種 ☐ Ⅱ種 ☐ Ⅲ種	☐ Ⅰ種 ☐ Ⅱ種 ☐ Ⅲ種
建築事項品部材	☐ A種 ☐ B種	☐ A種 ☐ B種	☐ A種 ☐ B種	☐ A種 ☐ B種

(2) 改修工事

建物名称	1	2	3	4
用途	志岐文化ホール			
階数	地下1階地上4階			
延床面積				
改修内容	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 屋根 ☐ 内装 ☒ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 屋根 ☐ 内装 ☐ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 屋根 ☐ 内装 ☐ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 屋根 ☐ 内装 ☐ その他
	主要設備改修			

5. 選休2日モデル工事
☒ 実施予定
☐ 実施予定

☐ 実施希望 ☐ 実施希望型
 なお、実施する場合は、「志岐市発注工事における選休2日モデル工事（改修工事）実施要綱」による。

実施内容（補正係数）

☐ 月間休日の選休2日（4選休以上）
 選休日は、上記選休2日を定する場合は、工事着手前に選休2日の取得計画が確認できる「稼働箇所予定日」を記載した「実施日程表」等を作成し、監理機関の承認を受けなければならない。
 上記以外を希望する場合は、選休2日間の取組を実施しない場合を含む。

[補正係数：労務費1.02、現場管理費1.01]
 [補正係数：労務費1.02、現場管理費1.01]

選休2日対象外となる作業（期間）

選休2日対象外作業（
 選休2日対象外期間（

~

）

6. 工事の余給期間
☒ 適用しない
☐ 適用する

☐ 任意専断方式 ☐ 発注者指定方式
 なお、適用する場合は、「志岐市発注工事における余給期間制度を活用した工事実施要綱」による。

☐ 余給期間 任意専断方式

1 本工事は、受注者の円滑な工務協力体制の確保を図るため、事前に建設費、労働者確保等の事項を行うことが余給期間を設定した工事（任意専断方式）であり、発注者が示した余給期間と実工事の日程または工事量等範囲までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。
 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余給期間制度を活用した工事実施要綱」に定める「工期通知書（様式1）」により、工事の始期を通知すること。（余給期間：契約締結日から工事の始期の前日）

2 余給期間内に休上休日等（祝祭日・祝祭日の祝祭日）の増減が認められ、工事着手可能な場合となった場合は、受注者は、発注者との協議により、工事の始期を変更できるものとする。なお、工事の始期については、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工事の日程は変更できない。

3 余給期間内は、現場代理人、主任技術者を配置することを要しない。

4 現場に投入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事着手を行ってはならない。

5 余給期間内に行う事項は、受注者の責任により行うものとする。

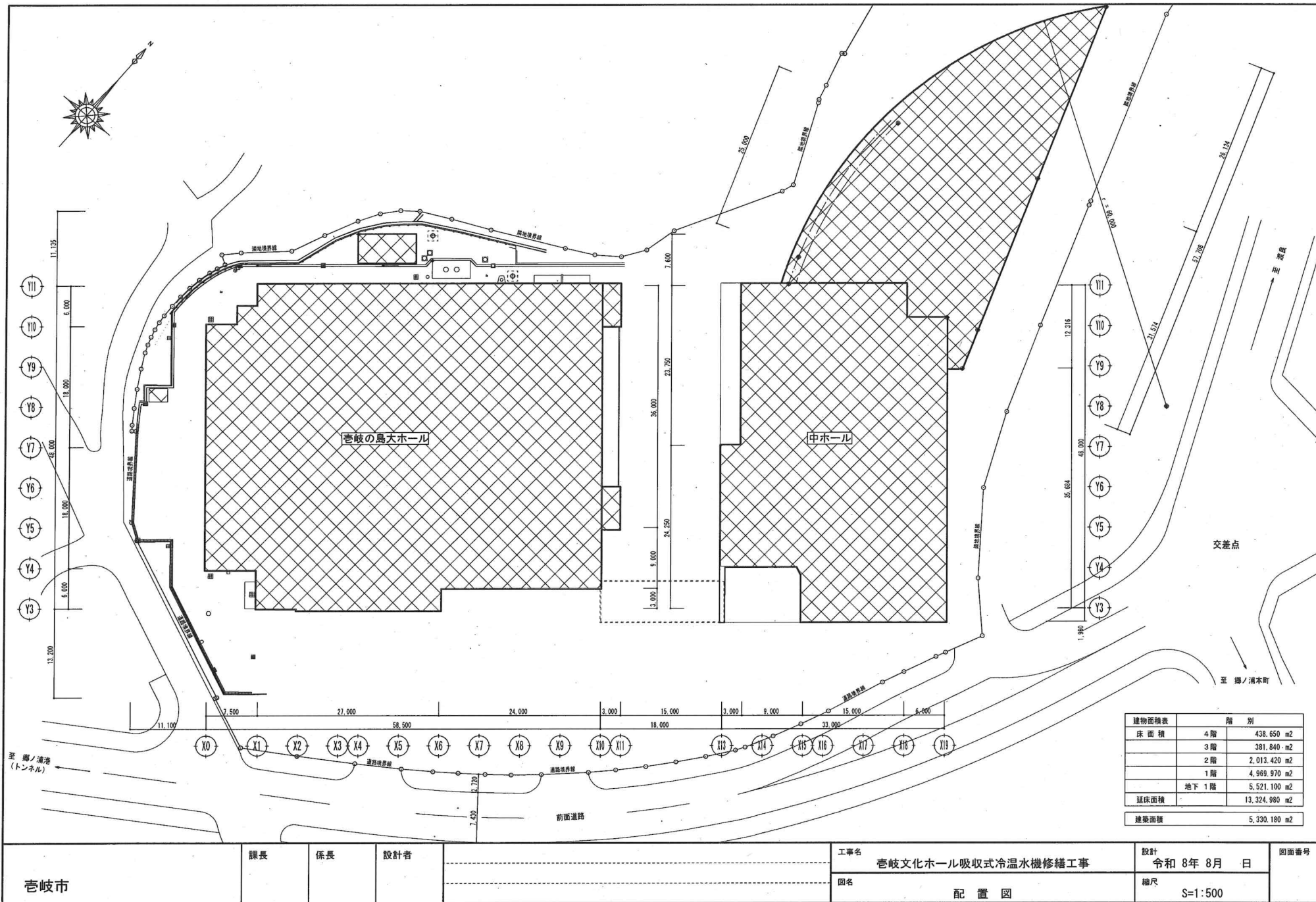
建築物工事（工事種目）		建物番号				電気設備工事（工事種目）		建物番号			
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
1	電気工事					1	照明設備				
2	配電工事					2	動力設備				
3	配電工事					3	非常用電源用充電設備				
4	配電工事					4	電線設備				
5	コンタクト工事					5	雷害保護設備				
6	接地工事					6	電気設備				
7	コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事					7	電気設備用配線設備				
8	防水工事					8	電気設備				
9	電気工事					9	電気設備用配線設備				
10	タイル工事					10	電気設備				
11	電気工事					11	電気設備用配線設備				
12	配電設備及び工事					12	電気設備				
13	電気工事					13	電気設備				
14	電気工事					14	電気設備				
15	電気工事					15	電気設備				
16	電気工事					16	電気設備				
17	電気工事					17	電気設備				
18	電気工事					18	電気設備				
19	電気工事					19	電気設備				
20	電気工事					20	電気設備				
21	電気工事					21	電気設備				
22	電気工事					22	電気設備				
23	電気工事					23	電気設備				

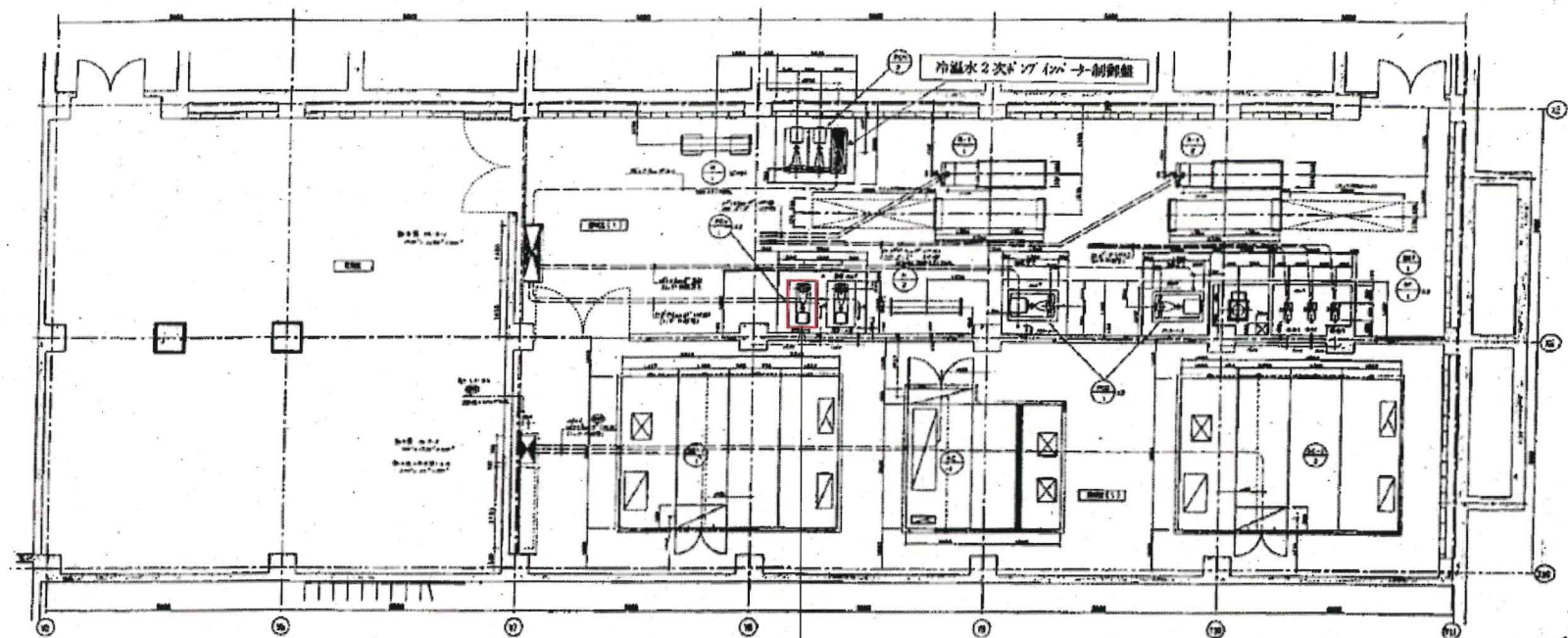
降除設備工事（工事種目）		建物番号			
1	2	3	4	5	6
1	空気清浄設備				
2	空気清浄設備				
3	空気清浄設備				
4	空気清浄設備				
5	空気清浄設備				
6	空気清浄設備				
7	空気清浄設備				
8	空気清浄設備				
9	空気清浄設備				
10	空気清浄設備				
11	空気清浄設備				
12	空気清浄設備				
13	空気清浄設備				
14	空気清浄設備				
15	空気清浄設備				

降除設備工事（工事種目）		建物番号			
1	2	3	4	5	6
1	一般エレベーター				
2	一般エレベーター				
3	非常用エレベーター				
4	非常用エレベーター				
5	非常用エレベーター				

電気設備概要（●印のついたものを適用する）		設備概要	
方式及び種別		方式及び種別	
受電方式	☐ 特別高圧 ☐ 高圧 ☐ 低圧 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式(100V) ☐ ストックネットワーク方式 ☐ 手回送電サービスB ☐ 手回送電サービスB	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式(100V)	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式(100V)
電力貯蔵設備	☐ 直流蓄電装置（ ☐ 変電設備用 ☐ 非常用照明用） ☐ 交流中継蓄電装置 ☐ 交流中継蓄電装置 ☐ 分散電源エネルギーマネジメントシステム	☐ 直流蓄電装置（ ☐ 変電設備用 ☐ 非常用照明用）	☐ 直流蓄電装置（ ☐ 変電設備用 ☐ 非常用照明用）
発電設備	☐ 非常用発電設備（ ☐ V ☐ kVA） ☐ 燃料の供給（ ☐ 燃料タンク ☐ 燃料の供給（ ☐ 燃料タンク） ☐ 燃料タンク（ ☐ 燃料タンク ☐ 燃料の供給（ ☐ 燃料タンク） ☐ 燃料タンク（ ☐ 燃料タンク ☐ 燃料の供給（ ☐ 燃料タンク）	☐ 非常用発電設備（ ☐ V ☐ kVA）	☐ 非常用発電設備（ ☐ V ☐ kVA）
供電方式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式
配電設備	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式
保護設備	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式
制御設備	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式 ☐ 単相3線式 ☐ 単相2線式	

特記事項	
(1) 表、項目は、番号の前面に記したものを適用する。適用しない項目等は、斜線、又は無印とする。	
(2) 特記事項は、●印のついたものを適用する。 ●印をつかない場合は、空白のついたものを適用する。 ●印と空白がつく場合は、両方を適用する。 ※印を適用しない場合は、○印に変えること。	
(3) 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空間等仕様の等を記載する。	
(4) 各条の特記事項にある()内の記載番号は下記による。 (図工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)の当該項目・図または表を示す。 (電工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の当該項目・図または表を示す。 (機工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)の当該項目・図または表を示す。 (造工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)の当該項目・図または表を示す。 (造工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の当該項目・図または表を示す。 (造工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)の当該項目・図または表を示す。 (造工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)の当該項目・図または表を示す。 (造工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の当該項目・図または表を示す。 (造工、〇、□) 内外表示等は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)の当該項目・図または表を示す。	
(5) 関係法令の改正により(表例を参照)、工事内容が法令に抵触する恐れのあることを認識した場合には、その対応について監理機関・協賛機関等に協議すること。	
(6) 形状寸法の単位は、特記した場合を除き、ミリメートルとする。	
2. 適用基準等	
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の基準による。	
○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	[全組7年版] 国土交通省大臣官庁宮内庁監理部監修
○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	[全組7年版] 〃
○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	[全組7年版] 〃
○ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	[全組7年版] 〃
○ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	[全組7年版] 〃
○ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	[全組7年版] 〃
○ 公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)	[全組7年版] 〃
○ 公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)	[全組7年版] 〃
○ 公共建築設備工事標準仕様書(建築工事編)	[全組7年版] 〃
○ 建築物解体工事共通仕様書・同解説	[全組4年版] 〃
○ 建築物修繕計画調書	[全組4年版] 〃
○ 構内舗装・歩道設計基準及び参考資料	[平成31年版] 〃
項目	特記事項
1 書き始めその他への 留意点等 (注1.2.3)	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出申請等を速断なく行うこと。なお、手続きを行うについては、その内容について、事前に監督職員に報告すること。
2 工事実施過程(システム) への登録 (注1.4)	登録する。 ○ 工事費代金が500万円以上の場合 ○ 監督職員が指示する場合
3 書類の書き及び 取扱い (注1.5)	「指示」、「承認」、「確認」、「提出」、「借入」、「通知」、「報告」等の事項について書類により取り交わし取扱いを要する場合には、「工事執行書」「監督職員が指示する様式」を使用する。
4 別契約の工事との 取引合い (注1.7)	施工程序 図面に特記なき場合は、別添-1(工事区分)による。 施工程序 詳細作業計画、若手等が検討できる能率図を提出し、監督職員の承認を受ける。
5 見積計画 (注1.2.2)	○ 総合施工計画書 受発者は、工事の着手に先立ち、以下の内容を組み合わせる施工計画を作成し、監督職員に提出する。 また、内容が変更となる必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工上支障がないよう適切な措置を講ずる。 (1) 工事概要 (2) 実務工程 (3) 現場進捗表 (4) 施工体系図 (5) 主要工程 (6) 品質管理(品質目標、品質管理方針、重要管理項目、検査点検項目等) (7) 養生計画 (8) 安全時の体制及び対応 (9) 安全管理 (10) 労働対策 (11) 仮設計画 (12) 環境配慮計画 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 産業廃棄物処理フロー図 (15) その他 ○ 分標別施工計画書 受発者は、別添1工事の施工に先立ち、以下の内容を含む分標別施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 なお、提出を必要とする工種は、監督職務の所管による。 (1) 工種別工程表 (2) 管理区域図 (3) 主材料表 (4) 品質管理計画 (5) 出来形写真計画 (6) 施工方法
6 工事の記録 (注1.2.4)	○ 工事概要書 受発者は、当月工事の全般的な経歴をまとめた「工事概要書」(監督職員が指示する様式)を作成し、翌月5日までに以下の事項を添付の上、監督職員に提出する。 (1) 進捗状況状況報告書 (2) 工事記録写真 ○ 履行状況報告書 中間支払金を受領した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定済時以降の下の賞格を添付の上、他当事者に提出する。 (1) 実施工程表 (2) 出来形写真表 (3) 完成部分の状況写真 ○ 工事写真 工事写真の撮影は、写真写真撮影要綱(国土交通省大臣官庁宮内庁監理部監修)による。 ○上記と別に、完成後若し前と完成の対比写真を提出する。撮影対象物は、監督職員の指示による。
7 工事の下請負	受発者は、下請けに付ける場合は、次に掲げる条件を満たしていること。なお、下請負人を決定した場合は、受発者より下請負人に対して監督職員に報告する。下請負人を変更した場合は同様とする。 また、工事実施計画、システムに用いた下請負人を審査して監督職員に提出する。 (1) 企業資格、工業製品の生産能力に適合し、指割の品質保証もものであること。 (2) 下請負者が専任技術者の入札参加資格者である場合は、指名停止期間中ではないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工方法を熟知すること。 (4) 下請負者が指定業者間の組織でないこと。 受発者は、建設費を支払った下請負者を納税申告する。下請負者に係る契約金は、納付金額の額が記載されたもの(納税工下請負契約の完了した工事単位の納税申告書)を提出しなければならない。ただし、下請負契約の締結後に、当該下請負に係る契約の終了に伴い納税申告書の写しを交付した下請負契約の締結後、受発者は、監督職員へ提出するものと、変更が生じた場合は同様とする。ただし、工期の変更の場合はこの限りでない。





【吸収式冷温水機修繕】

名 称 ・ 仕 様	数量	単位
冷却水系統伝熱管ブラッシング作業	1	式
ブラッシング洗浄工費	1	式
水室及び蓋ケレン塗装工費	1	式
水室パッキン取替工費	1	式
真空部部品取替	1	枚
ダイヤフラムゴムパッキン	1	枚
真空弁ストンドル	1	式
パライウムセル	1	個
カートリッジヒータ	1	個
取替作業費	1	式
運転盤内構成部品取替	6	個
電磁接触器	6	個
サーマルリレー	6	個
サーキットブレーカ	2	個
バッテリー	1	個
スイッチング電源	2	個
取替作業費	1	式
雑費・消耗品・その他経費	1	式

名古屋市	課長	係長	設計者	工事名	名古屋文化ホール吸収式冷温水機修繕工事	設計	令和 8 年 8 月 日	図面番号
				図名	取 替 参 考 図	縮尺	NS	